

経審改正に伴う岐阜県発注工事における格付等の取扱いについて

平成20年2月 岐阜県県土整備部建設政策課

経審の改正に伴い、岐阜県発注工事においては、平成20年4月から平成21年6月までの間、旧基準により算出した「総合点数」にて等級格付や一般競争入札の参加条件の設定を行います

岐阜県では経営事項審査（経審）による「総合評定値」と県独自の審査による「主観点数」の合計点である「総合点数」を入札参加資格者名簿に記載された建設事業者毎に算出し、等級付（A・B・C）や一般競争入札における参加条件の設定に活用しております。

$$\boxed{\text{総合点数}} = \boxed{\text{客観点数（総合評定値）}} + \boxed{\text{主観点数}}$$

総合点数は、四半期毎（4・7・10・1月）に、決算年月日（審査基準日）に応じて、最新の総合評定値に入れ替えて算出し、県ホームページにおいて公表しております。

決算年月日（経審の審査基準日）	総合点数の算出時期
6月～8月の事業者	4月に最新の総合評定値により総合点数を算出
9月～11月の事業者	7月に最新の総合評定値により総合点数を算出
12月～2月の事業者	10月に最新の総合評定値により総合点数を算出
3月～5月の事業者	1月に最新の総合評定値により総合点数を算出

今般、建設業法施行規則が改正され、平成20年4月より、経審の項目及び基準が大幅に変更されます。これに伴い、改正前の基準（旧基準）と改正後の基準（新基準）の総合評定値を有している建設事業者が名簿上混在することとなり、同一基準による等級格付や入札参加資格条件の設定が困難となります。

そのため、岐阜県が発注する工事を請負うためには、平成20年4月以降も経審を受審して頂く必要がありますが、平成20年4月から平成21年6月の間は、新基準の総合評定値による総合点数の算出は行わず、平成20年4月に算出した旧基準の総合評定値による総合点数で固定し、入札参加資格者の格付や一般競争入札における参加条件の設定を行うこととします。（新規名簿登載者や名簿登載業種を追加する者で、新基準による総合評定値しか存在しない場合は、新基準による総合評定値にて総合点数を算出します。）

新基準の総合評定値による総合点数の算出は、平成21年7月より実施します。

上記の取扱は、あくまで岐阜県が発注する工事における取扱いとなりますので、国や他の自治体の取扱いについては、各発注機関にお問い合わせ下さい。